

佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、棚田地域が有する多面的機能の適正な発揮と棚田地域の活性化を図るため、別に定める佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて、指定棚田地域保全活動支援事業を行う市町（計画主体）に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付対象及び補助金額)

第2条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、40日とする。

(補助金の交付条件)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に対する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容及び事業費を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額の変更がなく、補助対象経費の経費区分の相互間における流用で、経費配分の30%以内の増減についてはこの限りではない。

(3) 補助事業を中止し、又は、廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了していない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後も善良に管理を行い、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図ること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

3 前項第3号及び第4号の規定により、知事に中止又は遂行が困難になった場合の承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

（実績報告）

第5条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、毎年度の3月31日又は事業完了の日から起算して30日を経過する日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

（補助金の交付）

第6条 この補助金は、補助事業者から請求があり、知事が必要と認めた場合は、概算払で補助金を交付することができる。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

（書類の経由）

第7条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、所轄農林事務所を経由しなければならない。

附則 この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附則（令和4年3月31日施行）

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

附則（令和5年3月31日施行）

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

附則（令和7年4月1日施行）

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

	補助対象経費	補助率等
指定棚田 地域保全 構想策定 支援事業	(1) 資料作成に必要な消耗品費や印刷費等の経費 (2) 話し合いや研修等に必要な資料代、講師謝金、講師旅費、使用料等の経費 (3) 先進地事例調査等に必要な旅費や謝金等の経費	・ 1 地域活動組織または 1 市町当たり、事業の申請年度の 1 年間に限り事業費の 10/10 以内で 500,000 円を限度として補助する。
指定棚田 地域保全 活動支援 事業	(1) 話し合い、研修等に必要な資料代、使用料等の経費 (2) 情報発信、ボランティア組織結成のために必要な印刷費、運営費等の経費 (3) 保全活動イベント等に必要な消耗品費、資材費、種苗費、委託費、借上げ料、使用料、保険料等の経費 (4) 生活環境の整備や農地・土地改良施設などの軽微な補修・保全、鳥獣緩衝帯の整備や林地化等に必要な委託費、資材費、機材借上げ料、使用料、保険料等の経費 (5) 協定に基づく棚田ボランティアの活動に必要な経費。(1 協定当たり 20 万円を上限とする) ただし、棚田ボランティア支援事業実施中のものを除く。 注 1 : (1)～(4)について、事業実施に直接関係しない経費は対象外とする。(食糧費等) 注 2 : (5)について、補助対象経費は佐賀県棚田ボランティア事業補助金交付要綱の別表に基づくものとする。	・ 1 地域活動組織当たり事業費の 2/3 以内で 800,000 円を限度として補助する。

様式第 1 号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
市 町 長 名

令和 年度 佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業補助金交付申請書

令和 年度において、指定棚田地域保全活動支援事業を実施したいので、指定棚田地域保全活動支援事業補助金、金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業補助金交付要綱の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

別紙 1 のとおり

(別紙1)

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(単位:円)

事業 主体	地区名	事業名	区 分	事業費	負担区分		
					県費	市町費	その他
		指定棚田					
		地域保全					
		構想策定					
		支援事業					
		指定棚田					
		地域保全					
		活動支援					
		事業					
		計					

3 事業費の内訳

別紙 事業費の内訳(個表)のとおり

4 事業完了(予定)年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
県 費		
市 町 費		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

事業名	区 分	予 算 額	備 考
指定棚田地域 保全構想策定 支援事業			
指定棚田地域 保全活動支援 事業			
計			

予算議決（予定） 年 月 日

(別紙)

事業費の内訳（個表）

(単位：円)

年度区分		指定棚田地域名		事業実施主体	
事業名					
区 分					
経費内訳	内容等			金額	備考
事業費計					

※指定棚田地域毎に作成すること。

※変更承認申請書に添付する際は、当初を上段（ ）にて記載すること。

※実績報告書に添付する際は、実績額が確認出来るよう領収書等も添付すること。

※備考欄には、佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業実施要領第4の1の(1)から(3)、または第4の2の(1)～(5)を記載すること。

様式第2号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
市 町 長 名

令和 年度 佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け農村第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業について、下記に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙2のとおり

（注）

- 1 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は、消すこと。

(別紙2)

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(単位:円)

事業 主体	地区名	事業名	区 分	事業費	負担区分		
					県費	市町費	その他
		指定棚田					
		地域保全					
		構想策定					
		支援事業					
		指定棚田					
		地域保全					
		活動支援					
		事業					
		計					

3 事業費の内訳

別紙 事業費の内訳（個表）のとおり

4 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
県 費		
市 町 費		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

事業名	区 分	予 算 額	備 考
指定棚田地域 保全構想策定 支援事業			
指定棚田地域 保全活動支援 事業			
計			

予算議決（予定） 年 月 日

※既申請内容を上段（ ）にて記載すること。

様式第3号

番 年 月 号 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
市 町 長 名

令和 年度 佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業中止承認申請書

令和 年 月 日付け農村第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業について、下記に記載した理由により事業を中止したい（の遂行が困難な）ので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業補助金交付要綱の規定により申請します。

記

中止（遂行が困難）の理由

様式第 4 号

番 年 月 号 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
市 町 長 名

令和 年度 佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け農村第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業について、事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

別紙 3 のとおり

(別紙3)

1 事業の効果

2 事業の内容及び経費の配分

(単位：円)

事業 主体	地区名	事業名	区 分	事業費	負担区分		
					県費	市町費	その他
		指定棚田					
		地域保全					
		構想策定					
		支援事業					
		指定棚田					
		地域保全					
		活動支援					
		事業					
		計					

3 事業費の内訳

別紙 事業費の内訳（個表）のとおり

4 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	精 算 額	予 算 額	比較増減	備 考
県 費				
市 町 費				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

(単位：円)

事業名	区 分	予 算 額	備 考
指定棚田地域 保全構想策定 支援事業			
指定棚田地域 保全活動支援 事業			
計			

様式第5号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
市 町 長 名

令和 年度佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け農村第 号で額の確定〔補助金交付決定〕の通知があった佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業について、金 円精算払〔概算払〕により交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業補助金交付要綱の規定により下記のとおり請求します。

記

(単位：円)

事業名	事業費	確 定 額 〔交付決定額〕	交付済額	今回請求額	残 額	備 考
指定棚田 地域保全 構想策定 支援事業						
指定棚田 地域保全 構想策定 支援事業						
計						

(注)

- 1 概算払の場合は、額の確定、精算払、確定額を消すこと。精算払の場合は、補助金交付決定、概算払、交付決定額を消すこと。